

佐賀県告示第 414 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号。以下「県税条例」という。）
第 9 条の 2 第 1 項の規定により、平成 30 年佐賀県告示第 300 号（県税に関する
申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、
次の表に掲げる地域に住所又は居所の所在地（法人等にあつては、本店又は主
たる事務所の所在地）を有する者に係るものについては、その申告期限等が平
成 30 年 7 月 5 日から同年 11 月 26 日までの間に到来するもの（証紙徴収の方法
による納付及び県税条例第 97 条の規定による自動車取得税の申告納付に係る
ものを除く。）について、同月 27 日とする。

平成 30 年 10 月 30 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

都道府県名	地域
岡山県	岡山市北区及び東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市 並びに小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島 市、江田島市並びに安芸郡府中町、海田町、熊野町及び 坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市及び西予市